



Title	オーストラリアと日本の消費者保護制度の比較研究：欺瞞的行為、不実表示及び非良心的行為の規制を中心に
Author(s)	Tan, Michelle Gail
Citation	大阪大学, 1995, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/39099
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	タン ミッシェル ゲイル Tan Michelle Gail
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 1 7 0 8 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 7 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科民事法学専攻
学 位 論 文 名	オーストラリアと日本の消費者保護制度の比較研究 －欺瞞的行為、不実表示及び非良心的行為の規制を中心に－
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 江口 順一 (副査) 教 授 加賀山 茂 教 授 吉本 健一

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、オーストラリアと日本の消費者保護制度の実態及び特質を比較し、日本の消費者保護制度の問題点を分析するものである。

包括的な消費者保護制度への移行は世界の趨勢である。オーストラリアでも、このような消費者保護制度が整備されており、その規制母体となっているのは1974年の取引慣行法（Trade Practices Act）である。一方、包括的な消費者保護立法が制定されていない日本の消費者保護制度は先進国のなかで遅れているといえる。したがって、オーストラリアの取引慣行法の運用を検討することにより、日本の消費者保護制度の基本的な問題点を明らかにしたい。

本論文においては、オーストラリアの消費者保護制度を検討してから、オーストラリアと日本の消費者保護制度を比較することにする。その方法としては、先ず取引慣行法による欺瞞的行為、不実表示及び非良心的行為の規制について検討する。次に、日本における同様の行為の規制と対比しながら、両方の制度を比較したい。

論文は3編に分けられる。各編の構成及び論点は次の通りである。

第Ⅰ編では、取引慣行法の構造及び目的を概説し、オーストラリアの消費者保護法制度を理解するための基本的知識を提供する。

第Ⅱ編において、その具体的な分析を試みたい。ここでは、まず、取引慣行法第5編に規定する消費者保護規定の内、欺瞞的行為を一般的に禁止している52条及び特定の不実表示を包括的に禁止している53条の運用を研究する。次に、第4A編に規定する非良心的行為の規制、とりわけ51AB条の規定の運用のあり方を検討することにする。さらに、取引慣行委員会（Trade Practices Commission）の活動をみることによって、取引慣行法の運用についても考察を行う。

第Ⅲ編では、第Ⅱ編で取り上げた欺瞞的ないし非良心的行為が日本においてどのように規制されているかを考察し、日本の消費者保護制度の不充分性を明らかにしたい。さらに、第Ⅳ編において、取引慣行法による消費者保護制度との比較の視点から、日本の制度の基本的な問題点を究明したい。そして、最後にオーストラリアの制度を参考にしながら、日本の消費者保護制度への改善策を提案することにする。

論文審査の結果の要旨

本研究は、オーストラリアの消費者保護制度を、取引慣行法の構造、判例の動向、取引慣行委員会による運用の実際を含めて詳細に検討する実証的な研究であり、この分野におけるわが国で最初の本格的かつ画期的な研究である。

オーストラリアの消費者保護制度は、競争法と消費者保護法を一体化し、法典化するという世界的にみても新しい特色をもつ法制であり、その紹介及びその研究を踏まえた上での、わが国の消費者保護制度に対する大胆かつ建設的な批判及び制度的提言は、日本の消費者保護法の発展にとって重要な意義を有している。

以上のような本論文の内容は、わが国の消費者保護法の研究水準を飛躍的に高めるものであり、博士号を授与するに十分な水準に到達していると評価できる。